

令和4年5月

被保険者各位

大阪府医師国民健康保険組合

## 高額療養費該当のお知らせの送付時期変更について

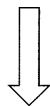
平素は、当組合事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして高額療養費に該当された方へお知らせと申請用紙を送付していますが、当組合は令和4年度から大阪府国保連合会の共同電算処理等事業へ委託することになりました。それに伴い、確認事務に時間を要すること等から、高額療養費該当のお知らせの送付時期が下記のとおり変更となりますのでご承知おきください。

なお、保険医療機関等からレセプトの月遅れ請求がある場合はこの限りではありません。

記

変更① 該当診療年月の3か月後に送付



変更② 該当診療年月の4か月後に送付

以上

※ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく当組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先  
大阪府医師国民健康保険組合  
給付係 06-6761-8096